

●お申込方法・ご加入について

ご加入コースをご選択ください。次に、ご加入コースの保険料をご確認ください。(保険料はすべて一時払です。)

同封しております払込取扱票の記入例を参考にして必要事項をご記入ください。

ゆうちょ銀行または郵便局で保険料をお振込みください。

●申込人(扶養者)
学習院高等科・学習院中等科・学習院女子高等科・学習院女子中等科に在籍する生徒の保証人の方

●被保険者(補償の対象者)となれる方の範囲
学習院高等科・学習院中等科・学習院女子高等科・学習院女子中等科に在籍する生徒の方(入学等手続きを終えた方を含みます。)
※賠償責任保険はご家族も対象となります。
(注)学資費用補償・育英費用補償の場合は、被保険者の「扶養者」が補償の対象となります。また、扶養者になれる方の詳細についてはパンフレット別冊をご確認ください。

●加入者証 <加入者証郵送時期:4月下旬～5月下旬頃>
この制度は団体契約のため、ご加入内容を記載した加入者証を募集締切後に作成し郵送いたします。加入者証到着までは振替払込請求書兼受領証が、この制度の加入の証となりますので大切に保管ください。ご加入いただいた後にお届けする加入者証は、内容をご確認のうえ、大切に保管してください。

●この保険は学校法人学習院が保険契約者となる団体契約です。被保険者が保険料を負担される場合、保険契約者が保険料をとりまとめのうえ引受保険会社に払い込みます。なお、保険契約者が引受保険会社に保険料を払い込まなかった場合には、保険契約が解除され保険金が支払われないことがあります。また、保険契約者または被保険者がご加入の取消等をした場合、引受保険会社は返還保険料を保険契約者に返還します。

●共同保険について
この保険契約は共同保険に関する特約に基づく共同保険契約です。それぞれの引受保険会社は、引受割合に応じて、連帯することなく単独別個に保険契約上の責任を負います。また、三井住友海上は、幹事保険会社として他の引受保険会社の業務および事務の代理・代行を行います。引受保険会社およびその引受割合は次のとおりです。
三井住友海上(幹事会社) 引受割合 87% 東京海上日動火災 引受割合 13%

●保険金のお支払事例 ～例えばこんなことが起こったら～

<例1> お子さまがクラブ活動中に熱中症にかかり5日間入院、退院後3日間通院した。

<例2> お子さまがスポーツで腕を複雑骨折し、10日間入院。手術を受けて退院後20日間通院した。

<例3> お子さまが自転車に乗っていて通行人に衝突しケガをさせ、法律上の賠償責任を負った。

<例4> お子さまが盲腸で5日間入院し、手術を受けた。

●事故が起こったら



●変更があった場合や、脱退される場合

ご加入内容に変更があった場合や脱退される場合は、代理店・扱者へご連絡ください。

●お問合わせ先

●代理店・扱者
株式会社学習院蓼々会
〒171-0031 東京都豊島区目白1-5-1
TEL 03-5979-7769(平日9:00～16:30)

●引受保険会社(幹事会社)
三井住友海上火災保険株式会社
広域法人部営業第三課
〒101-8011 東京都千代田区神田駿河台3-11-1

重要につき、必ずご覧ください

パンフレットには「学生・子ども総合保険 パンフレット別冊」が付いています。お申込みの際には必ずあわせてご確認ください

父母保証人の皆さまへ

学習院高等科・学習院中等科
学習院女子高等科・学習院女子中等科

生徒総合補償制度 (学生・子ども総合保険)のご案内(2024年度)

学習院高等科・学習院中等科・学習院女子高等科・学習院女子中等科にご入学された方の制度です
(この保険は学校法人学習院が保険契約者となる団体契約です。)

団体割引
10%適用
保険料は1日あたり
わずか約64円
(Aコースの場合)



賠償事故に対応!!
高額な賠償事例が発生している自転車運転中の事故のような、第三者に対する賠償責任を負った場合に1億円まで補償します。
※示談交渉サービス付(国内のみ)

学資費用を補償!!
扶養者の方がケガにより死亡または重度後遺障害になられた場合に授業料等の学資費用を補償します。
※扶養者の方が病気により死亡された場合も対象となるコースもあります。

下記の動画も是非ご覧ください!

保険期間 2024年4月1日午前0時から2027年4月1日午後4時まで 3年間
2024年4月1日午前0時から2030年4月1日午後4時まで 6年間

募集締切日 2023年3月29日(金)まで(お早めにお手続きください)
(募集締切日は3月29日までとなっておりますが、なるべく入学手続と同時に手続きください。)
※3月中に払込みが確認できなかった場合は、確認できた翌日からの補償開始となります。

お申込方法 同封の払込取扱票(生徒総合補償制度申込書(加入申込票))に必要事項をご記入のうえ、最寄りのゆうちょ銀行・郵便局よりお手続きください。

学校法人 学習院

加入コースは皆さまのニーズに合わせてお選びください。



おすすめ

ご加入コースと一時払保険料 ^(注3)	6年間	Aコース 140,000円	Bコース 120,000円	Cコース 100,000円
	3年間	Dコース 60,000円	Eコース 55,000円	Fコース 50,000円
I 賠償責任保険金額 ^(注1)		1億円(記録情報限度額500万円 ^(注4)) 示談交渉サービス付き(国内のみ)		
II 学資費用補償	疾病学資費用 ^(注2) 保険金額(病気)	(支払年度ごと)100万円	(支払年度ごと)50万円	—
	学資費用保険金額 ^(注2) (ケガ)	(支払年度ごと)100万円		
	育英費用保険金額 (ケガ)	(一時金)500万円		
III 生徒本人のケガの補償	死亡・後遺障害 保険金額	Aコース 153.2万円 Dコース 157.1万円	Bコース 133.9万円 Eコース 149.7万円	Cコース 114.8万円 Fコース 142.5万円
	入院保険金日額	4,000円		
	手術保険金	入院中に受けた手術の場合は 入院保険金日額の10倍 それ以外の手術の場合は 入院保険金日額の5倍		
	通院保険金日額	2,000円		
IV 生徒本人の病気の補償	疾病入院保険金日額 支払限度日数:180日 支払対象期間:180日	4,000円		
	疾病手術保険金	入院中に受けた手術の場合は疾病入院保険金日額の10倍 それ以外の手術の場合は疾病入院保険金日額の5倍		
	放射線治療保険金	1回の放射線治療について疾病入院保険金日額の10倍		
V 天災危険補償	II・IIIのケガが補償対象となります。(IIの疾病学資費用は除かれます。)			

●上記は職種別A(生徒等)の保険料です。それ以外のご職業の場合には代理店・扱者または引受保険会社までお問い合わせください。
 ●育英費用保険金・賠償責任保険金等のご加入にあたっては、補償内容が同様の保険契約(学生・子ども総合保険契約以外の保険契約にセットされた特約や引受保険会社以外の保険契約を含みます。)が他にあるときは、補償が重複することがあります。補償が重複すると、補償対象となる事故による損害については、いずれの保険契約からでも補償されますが、損害の額等によってはいずれか一方の保険契約からは保険金が支払われない場合があり、保険料が無駄になることがあります。補償内容の差異や保険金額等を確認し、特約の要否を判断のうえ、ご加入ください。
 (注1)賠償責任保険金の被保険者の範囲は3ページI.賠償責任補償およびパンフレット別冊をご参照ください。
 (注2)学資費用保険金・疾病学資費用保険金の学業費用支払対象期間はA・B・Cコースは2030年4月1日、D・E・Fコースは2027年4月1日までです。(C・Fコースには疾病学資費用の補償はありません。)
 (注3)前年度ご加入いただいた被保険者の人数に従って割引率が適用されます。
 (注4)記録情報は、情報機器等に記録された情報をいいます。情報機器等に記録された情報のみの事故については、1回の事故につき、記録情報限度額(500万円)または賠償責任保険金額のいずれか低い額が限度となります。
 *昨年度の学習院中等科・学習院女子中等科における「生徒総合補償制度」の募集結果で、6年コースではAコースの加入者が一番多くなっております。

特約名・条項名	保険金の種類			募集プラン名
(傷害条項)	傷害保険金	死亡保険金 入院保険金	後遺障害保険金 手術保険金 通院保険金	A,B,C,D,E,F
疾病補償基本特約	疾病保険金	疾病入院保険金 放射線治療保険金	疾病手術保険金	A,B,C,D,E,F
(育英費用条項)	育英費用保険金			A,B,C,D,E,F
(賠償責任条項)賠償責任条項の一部変更に関する特約	賠償責任保険金			A,B,C,D,E,F
学業費用補償特約	学資費用保険金			A,B,C,D,E,F
疾病による学業費用補償特約	疾病学資費用保険金			A,B,D,E
		天災危険補償特約		A,B,C,D,E,F
		細菌性食中毒およびウイルス性食中毒補償特約		A,B,C,D,E,F
		熱中症危険補償特約		A,B,C,D,E,F
		長期保険特約		A,B,C,D,E,F

学習院高等科・学習院中等科・学習院女子高等科・学習院女子中等科 生徒総合補償制度は

学校生活のみならず日常生活を送るうえで直面するさまざまな危険を総合的に補償する制度です。

神奈川県、埼玉県に加えて2020年4月1日より、東京都においても自転車保険の加入が義務づけられています

I. 賠償責任補償(受託物の破損等の事故も補償)

他人にケガをさせたり他人の物を壊したりするなどして、法律上の賠償責任を負った場合の補償です。ご家族*も補償されます。
 ※賠償責任保険金の被保険者の範囲は、①本人、②親権者およびその他の法定監督義務者、③配偶者、④本人・親権者・配偶者と同居の本人・配偶者の親族(6親等内の血族および3親等内の姻族)、⑤本人・親権者・配偶者と別居の本人・配偶者の未婚の子。
 なお、①から⑤までの方が責任無能力者である場合は、親権者・法定監督義務者・監督義務者に代わって責任無能力者を監督する方(責任無能力者の6親等内の血族、配偶者および3親等内の姻族に限り)を被保険者として、「本人」とは加入申込票記載の被保険者本人(お子さまご本人)をいいます。詳細は別冊をご参照ください。



示談交渉サービス付

日本国内において被保険者に法律上の損害賠償責任が発生した場合は被保険者のお申出により、示談交渉をお受します。(受託物の損害賠償を除きます。)

II. 学資費用補償・育英費用補償

<疾病学資費用補償>
 疾病学資費用補償(A・B・D・Eコース)にご加入の場合は、扶養者が病気により死亡された場合に授業料などの学費を実額でお支払いします。
 <学資費用補償>
 扶養者がケガにより死亡または重度後遺障害になられた場合に、授業料などの学資費用を実額でお支払いします。
 <育英費用補償>
 扶養者がケガにより死亡、または重度後遺障害になられた場合に育英費用保険金額の全額を一時金としてお支払いします。



IV. 生徒本人の病気の補償(疾病補償)

お子さまが国内外を問わず病気により入院、手術・放射線治療を受けた場合にお支払いします。
病気の入院は1日目から補償します。



V. 天災危険補償

天災危険補償特約がセットされているため、地震もしくは噴火またはこれらを原因とする津波によるケガの場合も傷害保険金、育英費用保険金、学資費用保険金をお支払いします。



III. 生徒本人のケガの補償(傷害補償)

国内外を問わずお子さまがケガにより死亡・後遺障害を被った場合、入院、手術、通院した場合にお支払いします。
ケガの入・通院は1日目から補償します。



プラス 本人の食中毒・熱中症の補償

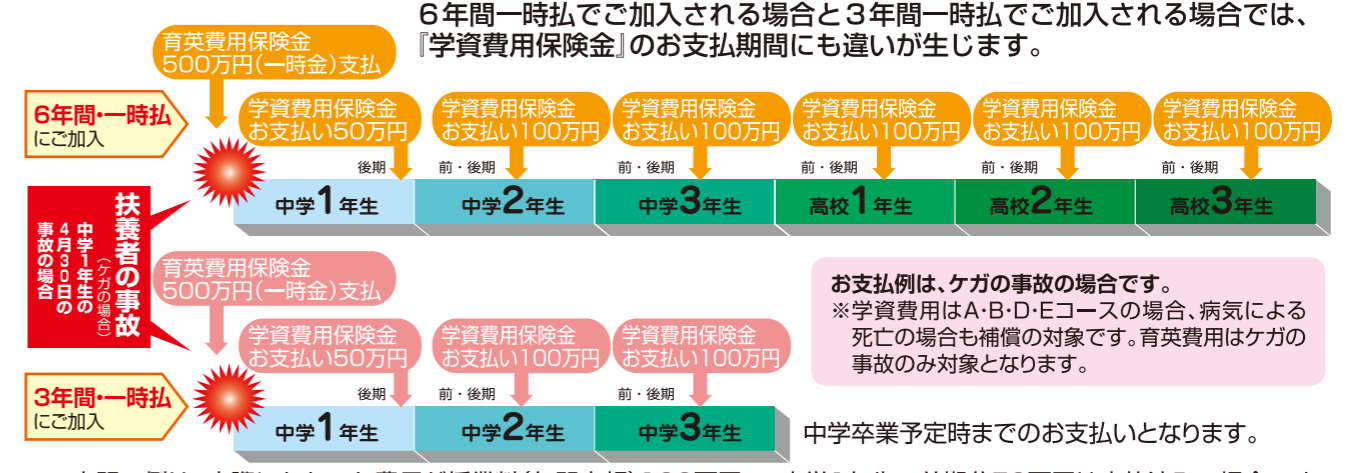
細菌性食中毒およびウイルス性食中毒補償特約、熱中症危険補償特約がセットされているため、お子さまの細菌性食中毒およびウイルス性食中毒・日射または熱射による身体の障害の場合も、傷害保険金をお支払いします。

扶養者の方がケガで死亡、または重度後遺障害になられた場合

中学へご入学の方には「A・B・C(6年間一時払コース)」をおすすめいたします。こちらは学資費用保険金のお支払いが2030年4月1日までとなり、中高一貫の方に最適の補償となっております。
 中学へご入学の方で「D・E・F(3年間一時払コース)」にご加入された場合、学資費用保険金のお支払いは2027年4月1日までとなります(高校ご入学時に再度ご加入いただくようになります。)のご注意ください。



ご注意 6年間一時払と3年間一時払の違い



お支払例は、ケガの事故の場合です。
 ※学資費用はA・B・D・Eコースの場合、病気による死亡の場合も補償の対象です。育英費用はケガの事故のみ対象となります。

※上記の例は、実際にかかった費用が授業料(年間実額)100万円で、中学1年生の前期分50万円は支払済みの場合です。(事故の発生の日以前に支払った学資は補償されません。)

●地震もしくは噴火またはこれらを原因とする津波によるケガの場合の学資費用・育英費用も補償されます。